

資料 1

令和 6 年 3 月 13 日
障害福祉部障害者支援課

障害福祉部の取り組みについて

1 令和 5 年度の取り組みについて

(1) 医療的ケアが必要なお子さんと家族のための支援ガイドブック作成

・令和 5 年 12 月 : 2,000 部発行 → 令和 6 年 3 月現在 : 在庫 800 部

・情報紹介ポータルサイト『医ケア kids ナビ』に掲載

・読売新聞・東京新聞・都政新報に掲載【参考】

(2) 医療的ケア児受け入れ事業所拡充のための講演会開催

・第 1 回 令和 5 年 9 月 20 日 (水) 参加人数 100 名

テーマ : 『医療的ケア児と医療的ケア児支援法』～医療的ケア児支援に係る現状や課題について～

・第 2 回 令和 6 年 1 月 30 日 (火) 参加人数 78 名

テーマ : 医療的ケア児の在宅生活における支援の現場から～安全で安心した日常生活を送る為に～

アンケート結果 : 「今後医療ケア児受け入れ事業所を拡充するために必要と思うこと」

・医療的ケア児の社会的認知度の向上

・実習や研修、医ケア児と触れ合う経験を充実させること

(3) 医療的ケア児等コーディネーターの計画策定前業務への支援事業

・計画策定前業務を行った医療的ケア児 : 5 名

(4) 在宅レスパイト支援事業の利用上限時間の拡充 (96 時間 → 144 時間)

・利用時間 96 時間を超過する見込の医療的ケア児 : 2 名

2 令和 6 年度の取り組みについて

(1) 日常生活用具の拡充

・抱っこひもを対象に追加

・じょくそう防止を目的とする特殊マットの基準額を拡充

(2) 医療的ケア児の家族交流会開催【別紙 1-1、1-2】

(3) 遠隔操作ロボットによる障害者の就労と社会参加促進【別紙 2】

(4) 福祉専門職参画による個別避難計画の作成【別紙 3】

(5) 牡丹三丁目に日中サービス支援型障害者グループホームを整備【別紙 4】

4-3



NEW

23区初! 医療的ケア児等コーディネーターと連携した家族交流会を開催

事業名

医療的ケア児等支援事業

予算額

77万円

POINT

- 保護者などの孤立防止、育児不安の軽減
- 医療的ケア児への外出機会・体験機会の提供



事業概要

「家族交流会」の内容

- 保護者間の話し合いの場、ネットワーク創出のきっかけを提供します。
- 交流会においては、医療的ケア児やそのきょうだい児が体験できるイベント（プラネタリウム、映画鑑賞会など）も開催し、外出・体験の機会を創出します。
- 医療的ケア児やその家族と、医療機関・保健所などの支援機関をつなぐ役割を持つ“医療的ケア児等コーディネーター”と連携し、開催します（23区初）。

目的・効果

- 行動制限のある医療的ケア児やそのきょうだい児の体験格差の解消を目指します。
- 医療的ケア児家族へのニーズ調査で、家族交流会の開催を希望する回答がありました。医療的ケア児の家族にとっての課題である、情報不足や交流機会の制限などを改善していきます。

背景

- 区内の医療的ケア児は年々増加傾向にあります（R元：61人→R5：79人）。
- 医療的ケア児は、医療機器の持ち運びや外出先での容態変化の不安から外出機会が少なく、受入可能なレジャー施設も少ない現状があります。
- 医療的ケア児の家族も外出機会が少なく、同じ悩みを持つ親が少ないとめ孤立しがちであり、情報不足から地域の支援機関にもつながりにくい状況です。

事業スケジュール

時 期	内 容
令和6年4月～	企画・準備作業
令和6年8～9月	参加者募集（本人宛通知、関係機関への周知、区報・ホームページ掲載）
令和6年10月頃	家族交流会開催



令和6年3月13日
障害福祉部障害者支援課

家族交流会の実施内容の検討について

1 家族交流会の構成

第一部 全員参加イベント

第二部 保護者：意見交換会

子ども：子ども向けイベント

2 全員参加イベント（案）の比較

	プラネタリウム	映画鑑賞
配慮を要する事項	年齢層	限定しない 映画によって年齢層が限定される
	安全対策	委託事業者に医ケア児対応のノウハウあり ボランティア等による見守りが必要
	所要時間	20~40分 60分~120分
	会場設営	鑑賞用マット リクライニング車いす 会場備品（いす）
	その他	鑑賞用マットへの移乗 光と音の刺激

3 子ども向けイベント（案）の比較

	工作ワークショップ	マジックショー、パントマイム
課題	・医ケア児の参加可否 ・補助スタッフの確保 (地域ボランティアの活用)	・意見交換会実施中の所要時間の確保
効果・利点等	・作品作成の達成感 ・子ども同士の交流 ・事業実施以降の地域との連携	・安全確保が容易 ・対象者を限定しない



NEW 障害者の就労機会・社会参加促進のため「分身ロボット」を導入!

事業名

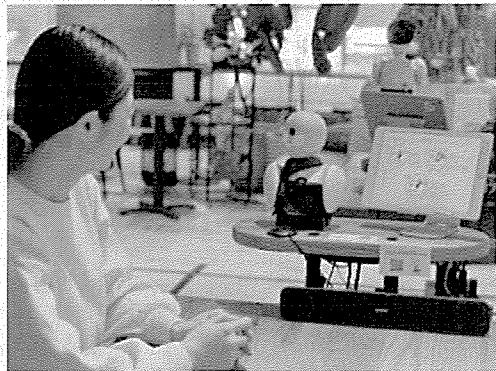
障害者常設販売コーナー
店舗出店事業

予算額

1,187万円

POINT

- 遠隔操作できるロボットで、障害者の就労と社会参加を促進！
- 就労中の介助にヘルパーを派遣



<「分身ロボット」の写真>

事業概要

背景・目的

- 共生社会の実現には、障害者への理解に加え、障害者の就労・社会参加が重要です。
- 一方で、重度障害者等は、就労や社会参加などの機会を得ることが限局的であり、環境整備が求められています。

事業内容

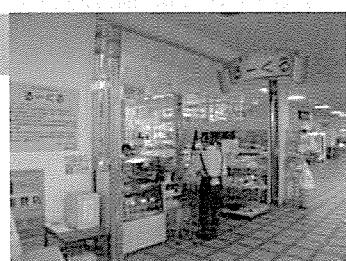
- 江東区役所2階の売店「るーくる」(※)に、パソコン等で遠隔操作できる「分身ロボット」を設置し、重度障害者等が在宅で商品説明や接客などの業務を行うことのできる環境を整備します。

※ るーくる：区内の障害者通所施設のネットワーク拠点として、自主生産品などのPRや販売促進を目指すとともに、障害者が企業就労に結び付くよう支援するショップ。

- 「分身ロボット」を活用し、重度障害者等が自宅に居ながら区が主催するイベント等に参加することのできる機会を提供します。
- 就労中に必要となる介助については、ヘルパー派遣によりサポートします。

効果

- 障害者の就労と社会参加の新たな形を示すことで、企業の障害者就労の取組みや、障害者理解の促進を図ります。
- この取組みを通じ、「るーくる」への集客を図り、自主生産品の売上向上による工賃向上につなげます。



<「るーくる」(江東区役所2階)>

他区の状況

就労中(分身ロボット操作中)のヘルパー派遣を一体とした取組は全国初。

担当課：障害者支援課
電話：3699-0325



NEW

福祉専門職が個別避難計画の作成に参画

事業名

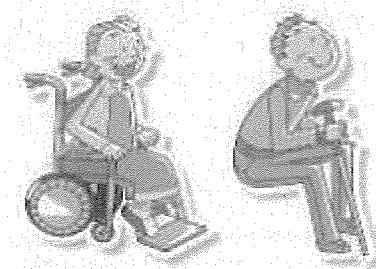
個別避難計画推進事業

予算額

177万円

POINT

- 障害者の個別避難計画作成を推進
- 福祉専門職が参画して効果的に作成



事業概要

現状・背景

- 区では、災害時に自ら避難することが困難な方を対象に、平成26年度から自主防災組織(災害協力隊)により、要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成しています。
- 災害対策基本法の改正(令和3年5月)により、個別避難計画の作成が市区町村の努力義務となりました。これを踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者については、概ね5年程度で作成に取り組むこととなっています。
- 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成において、対象者本人の生活実態等を把握している福祉専門職の参画が重要であるとされています。

事業内容

- 個別避難計画未作成の障害者の計画作成を行います。まずは、浸水想定のある地域に居住する重度障害者等を対象とします。
- 障害福祉サービス事業所等の福祉専門職の協力により作成します。

目的・効果

- 要支援者の中でも特に優先度の高い障害者の個別避難計画作成を推進します。
- 福祉専門職が参画することで、自主防災組織では作成が難しいケースにおいても、対象者本人の状況を踏まえ、実態に即した個別避難計画の作成が期待できます。

スケジュール

時 期	内 容
令和6年4月～10月	制度周知、事業者ヒアリング等
令和6年11月	事業開始

担当課:防災課
電話:3647-9587

4-5



NEW 本区初！日中サービス支援型障害者グループホームを整備

重
項
目

事業名 障害者グループホーム整備事業

予算額 1,694万円

POINT

- 重度障害者も入居できるグループホーム
- 「親亡き後」も地域で暮らせる環境整備促進



事業概要

事業内容

- 牡丹三丁目の旧江東通勤寮跡地(都有地)を活用し、本区初の重度障害者も入居可能な日中サービス支援型障害者グループホーム(※)を民設民営で整備します。

※ 日中サービス支援型障害者グループホーム：24時間、生活支援員等を配置し、重度障害者にも対応するグループホーム。本施設では、看護師も常時配置し、医療的ケアも可能とする。

- 東京都の「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」を活用し、都有地を区が借り受け、民間事業者に転貸し、民間事業者が整備・運営を行います。

整備概要

計画地・敷地面積 牡丹三丁目25番6(住居表示) 811.38m²

公募概要

- ① 障害者グループホーム(日中サービス支援型)定員20名
- ② 短期入所 定員5名程度
- ③ 事業者提案による併設施設

整備・運営事業者 公募プロポーザルにより選定

令和6年2月下旬 整備・運営事業者決定

スケジュール

令和6年度	着工
令和7年度	竣工
令和8年度	開設

効果

- 日中サービス支援型障害者グループホームの設置により、住み慣れた江東区で、重度障害者が生活を継続できるような環境を整備します。
- 短期入所の新規整備を行うことによって、障害者の一時的な居場所を増やし、家族の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

担当課：障害者施策課
電話：3647-9716

資料2

令和6年3月13日
こども未来部
保育計画課・保育課

保育所等における医療的ケア児の受入れと令和6年度予算について

1 保育所等における受入れ状況

年度	取組状況
令和5年度	<p>【4月入所児童】</p> <ul style="list-style-type: none">・経管栄養 2名内 1名は9月に医療的ケアが不要になる内 1名は経管栄養（経鼻）から胃瘻に変更 <p>【年度途中より対応児童】</p> <ul style="list-style-type: none">・血糖値管理及びインスリン注射対応 1名・導尿と排便補助 1名 <p>※現在 3名を受入れ</p>
令和6年度	<p>【令和5年度から継続予定】 2名</p> <ul style="list-style-type: none">・経管栄養（胃瘻） 1名（2歳児クラス）・導尿と排便補助 1名（3歳児クラス） <p>【新規申込】 7名</p> <p>内容：吸引（口鼻腔内・気管カニューレ内）、呼吸器管理 経管栄養（経鼻）、経管栄養（胃瘻）、C P A P、 人工肛門排泄処物の処理</p> <p>※江東区特別支援児・医療的ケア児保育所等入所検討委員会 において集団保育の適否を検討した。</p>

2 令和6年度予算での取り組み(予定)

【新規】

- ・医療的ケア児受入れについての講習会
- 対象：認可保育所（公設公営、公設民営、私立）
- 内容：訪問看護師等による座学（2回）
シミュレーターを使った実務研修（2回）
- ・医療的ケア児受入れ園への医療関係者の派遣（年1回）
- 対象：医療的ケア児が在籍している保育園
- 内容：園で行う医療的ケアの確認及び助言等

【継続】

- ・区職員による巡回訪問
- ・入所調整、受入れ園に対する助成等

資料 3

令和6年3月13日

江東区医療的ケア児支援連携会議資料

江東区教育委員会事務局
教 育 支 援 課

区立小中学校における医療的ケア児への支援状況等について

1. 教育委員会事務局での取組状況

年度	取組状況
R5 年度 10月～	(1)医師会主催の在宅医療推進委員会に参加（11月） (2)新年度に向けて「医療的ケアガイドライン」および「江東区医療的ケア実施要項」の見直し策定中 (3)看護師の医療的ケアコーディネーター研修参加 (4)医療的ケア児受入れのための研修会実施（地域教育課、1月）
予算措置	令和6年度複数名の医療的ケアを必要とする児童が入学予定のため委託予算の計上を行う。

2. 区立学校における医療的ケア児の現状および取組状況

医ケアの内容	人数	実施状況
吸引・導尿・インスリン注射	20人	看護師による処置、週1～数回の訪問、不定期巡回など児童・生徒の状態により対応

※令和5年度途中での医療的ケアの開始件数：1件

令和5年度途中での手技の獲得による医療的ケアの終了件数：1件

3. 江東きっずクラブにおける医療的ケア児の状況

令和6年度より、きっずクラブ1か所で医療的ケア児童を1名受け入れ、看護師委託により対応する予定。

4. 教育委員会事務局における課題対応

- (1)医療的ケア開始までの申請・相談・合意までの時間を要すケースが発生
→申請様式の改定を含めた申請体系やガイドラインの見直しを行いスマートな支援開始につなげる。
- (2)医療的ケアの自立（本人による自己管理）に向けた支援
→相談当初から主治医とも連携を図り、支援計画を作成する方向で検討中。

資料 4

令和 6 年 3 月 13 日
障害福祉部障害者支援課

特別区における医療的ケア児等支援担当者連絡会の報告について

1 開催日時

令和 6 年 1 月 25 日 (木) 午前 10 時～正午

2 議事内容

(1) 保育園に関する相談の現状と課題 (都医療的ケア児支援センター)

- センターへ保護者・園の双方から相談が寄せられている。
- 双方の相談から課題として、受け入れまでの流れ、在園中に医療的ケアが必要になった時の対応、安全に受け入れるための手順、医療機関との連携の難しさ等が挙げられる。

(2) 保育園入園支援の現状と取組について (4 自治体)

①目黒区

- 常勤の看護師を配置する公私立園において 11 名受け入れ。
- 区立・私立含めた一体的な支援体制が必要と判断し令和 4 年 10 月に策定したガイドラインに基づき支援を実施。

②品川区

- 正規看護師が在籍する区立園において 6 名受け入れ。
- 派遣看護師を加配し 2 名体制。保育士が喀痰吸引等を実施するため研修へ参加。

③練馬区

- 区立保育園 8 園を指定園とし 5 名受け入れ。
- 連絡会や会議により現場の意見を聴取。研修や実施園への見学等を実施。

④足立区

- 区立保育園 5 園を指定園とし 6 名受け入れ。
- 就学時に情報共有など、指定園の看護師が、区立学校でのケア実施に向けたパイプ役を担う。

(3) 【都事業】医療型短期入所事業所開設支援事業について (参考資料)

- 都内に約 2,000 人の医療的ケア児が在宅で生活しており、令和 3 年度の調査で短期入所のニーズが最も高いことを把握している。
- 東京都において令和 5 年度より、病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院に対し、制度の説明など開設にかかる働きかけを行っている。

(参考) 医療型短期入所の概要

● 医療型短期入所事業対象児者

- 遷延性意識障害児者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患有する者及び重症心身障害児者等
- 医療的ケアスコアが16点以上である障害児

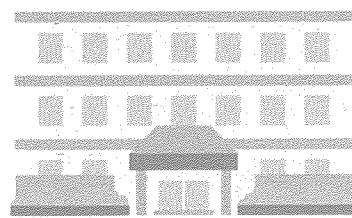
● 医療型短期入所事業 実施可能施設

病院、有床診療所、老健、介護医療院

● 医療型短期入所事業所 開設形態

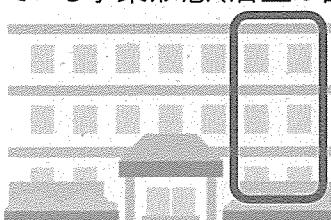
《単独型》

医療型短期入所事業のみを行う事業形態



《併設型》

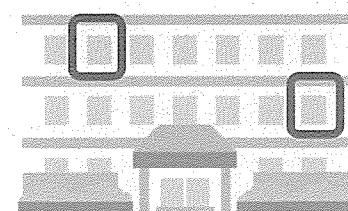
一定数を常に医療型短期入所用の居室として確保している事業形態(居室は固定)



《空床型》

※全国的に最も多い形態

利用者に利用されていない居室を用いて医療型短期入所事業を実施する事業形態(居室は状況に応じて変動)



● 医療型短期入所事業所 基本報酬（令和3年4月1日現在）

区分	対象	実施施設	報酬単価 (単位／日)
医療型短期入所 サービス費Ⅰ	療養介護対象者、 重症心身障害児	医療機関 (看護体制7:1)	3,010
医療型短期入所 サービス費Ⅱ	療養介護対象者、 重症心身障害児	上記以外の病院、 有床診療所、老健 又は介護医療院	2,762

※宿泊を伴う利用の場合

- 障害福祉サービス等報酬単価を適用
- 実施施設や対象児者、宿泊の有無等により、報酬単価は異なる。
- 例えば、看護体制 7 : 1 の医療機関において、医療的ケア児を一泊二日で受入れた場合、約 60,000 円分の事業収入となる
(老健等での短期入所療養介護における事業収入の約 2 倍) 1

令和 6 年度東京都予算概要（東京都障害者施策推進部）

(1) 在宅レスパイト・就労等支援事業

重症心身障害児（者）及び医療的ケア児の家族の休養（レスパイト）や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援します。（負担割合）都 1/2 区市町村 1/2

(2) 重症心身障害児等在宅療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）及び医療的ケア児への専門医等による健康管理や看護師等による訪問看護サービスの提供に加え、N I C U 等に入院している段階においても、在宅への円滑な移行のための早期支援等を実施し、在宅療育体制の整備を推進します。

- （事業内容）
- 1 重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置
 - 2 訪問看護及び訪問健康診査
 - 3 在宅療育相談
 - 4 訪問看護師等育成研修
 - 5 在宅療育支援地域連携会議の開催

(3) 重症心身障害児（者）通所運営費補助事業

在宅重症心身障害児（者）や医療的ケア児が地域で安心して生活できるように、適切な療育環境を確保するため、区市町村への支援を行います。

(4) 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置）

都が指定する重症心身障害児（者）通所事業所において、高い技術を持った看護師等を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）や医療的ケア児（者）の積極的な受け入れの促進を図ります。

（単価）（看護職）1,270 円/1 人・日 （受入促進加算）1,340 円/1 人・日

（規模） 31,015 人

(5) 障害者（児）ショートステイ事業（病床確保）

短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の受け入れの促進を図ります。

（単価） 4,800 円/1 床・日

（規模） 29,565 床

(6) 障害者（児）ショートステイ事業（受入促進員配置）

病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費

を支援することで、重症心身障害児（者）及び医療的ケア児（者）の受入れの促進を図ります。

（単価）（看護職）3,100 円/1人・日、（福祉職）2,600 円/1人・日

（受入促進加算）4,900 円/1人・日

（規模） 17,469 人

(7)障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)

新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行います。

(8)障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)

新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進します。

（補助単価） 6,000 千円/1床

(9)重症心身障害児施設における看護師確保対策事業

重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境 改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児（者）への支援の充実を図ります。

（事業内容） 1 看護師レベルアップ制度

2 職場勤務環境改善

3 普及キャンペーンの支援

(10)医療的ケア児支援センター事業

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成します。

(11)医療的ケア児に対する支援のための体制整備事業

医療的ケア児の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児等コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児に対応できる看護職員を育成するための研修を行い、在宅の医療的ケア児に対する支援体制を整備します。

(12)医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業

訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図ります。

(13)医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業

民間の事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児等の支援体制の整備を促進します。

(補助対象業務) ①区市町村の基盤整備に係る業務（補助率 10/10）

②計画策定前の業務（補助率 3/4）

(14)医療的ケア児ペアレントメンター事業

医療的ケア児ペアレントメンターが、医療的ケア児を育てる親が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みについて共感し、寄り添い、必要な情報の提供を行います

(15)医療的ケア児日中預かり支援事業

医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備します。

(16)医療的ケア児等総合支援事業【新規】

医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、区市町村の体制整備に係る取組を支援します。

(17)北療育医療センター施設整備基本計画作成支援委託【新規】

施設整備に向けた基本計画作成支援委託を実施します。